

港北区連合町内会 7月定例会

令和4年7月22日（金）午後3時00分から
港北区役所 1、2号会議室

3密を避けるため、通常よりも人数を縮小して定例会を開催します。

議題

- 1 「共同募金港北区だより」の全戸配布について（協力依頼）【市連会報告】[資料1]
仲丸 港北区社会福祉協議会事務局長

◆ 8月下旬に資料を自治会町内会あてに郵送します

- (1) 趣旨

10月1日からの共同募金運動実施にあたり、周知を図るため自治会町内会の皆様へ「共同募金港北区だより」の全戸配布を依頼します。なお、今年度も新型コロナウイルスの感染のリスクを考慮し、可能な範囲でのご協力をお願いします。

- (2) 「共同募金港北区だより」の概要

- ① 体裁

A4版両面2色刷 1枚

※参考資料 令和3年度「共同募金2021港北区だより」

- ② 内容

令和3年度共同募金実績及び配分実績／令和4年度共同募金運動への協力依頼

- ③ 資料送付時期、及び方法

令和4年8月下旬（「広報よこはま港北区版」9月号と同時期）

配送業者から、各自治会町内会の広報配布担当者あてに直接送付

- ④ 配送手数料

1部につき2円

（募金活動終了後、共同募金事務費とあわせて地区連合町内会単位で送金）

- 2 新たな訓練メニューのご提案（住宅用火災警報器の一斉点検）について
（情報提供）【市連会報告】[資料2]

岩佐 港北消防署副署長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

- (1) 概要

防災訓練の新たな訓練メニューとして、「住宅用火災警報器の一斉点検」を提案します。コロナ禍のため集まって訓練をすることが難しい、または防災訓練を初めて実施しようと考えている自治会・町内会の皆様でも気軽に取り組める内容です。また、これまで実施している訓練とあわせて行うことも可能です。

住宅用火災警報器は火災の発生を早期に知らせてくれる機器で、いざという時に正常に作動するように点検することが重要です。訓練を企画する際はご参考にしてください。

※ 住宅用火災警報器の寿命は約 10 年と言われており、2011 年 6 月の設置義務化から 11 年が経過したことから、今後、設置されている住宅用火災警報器の電池切れや故障等で、気づかぬ間に火災を感じしなくなる恐れがあります。

(2) 訓練の内容

- ① 実施場所：自宅
- ② 実施内容：自宅に取り付けられている住宅用火災警報器を自身で点検
- ③ 実施日時：各自治会・町内会で日時を決定して一斉に実施

(3) 一斉点検の流れ（一例）

- ① 点検日時を決定し、掲示板等により周知する。
(点検日時が決定しましたら、港北消防署に事前にお知らせください。)
- ② 点検日当日は、各家庭において住宅用火災警報器の点検を実施する。

(4) 住宅用火災警報器一斉点検のメリット

- ① コロナ禍においても「集まらない防災訓練」が実施できる。
- ② 警報器から音が鳴るが、一斉に行うため火事と勘違いされない。
- ③ 自宅で訓練に参加できるため、参加者の裾野が広がる。
- ④ 一斉点検を通じて、高齢者等の防火・防災対策の促進につながる。

(5) 消防署の支援

- ① 一斉点検方法等のチラシの提供やデモ機※1の貸し出し。
- ② 点検結果に基づき希望する高齢者宅への戸別訪問※2の実施。
※1 地域内で住宅用火災警報器の点検方法を説明する際にご活用ください。
※2 消防職員による器具の取付け支援や防火防災についてのアドバイスをを行います。

(6) 問合せ

港北消防署 総務・予防課 担当：千葉、飯田、金井、鳥海
電話/Fax：045-546-0119

3 自治会町内会のための講習会の開催について（周知依頼）【市連会報告】[資料3]

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

「自治会町内会の運営や ICT の活用等に関する講演」と「自治会町内会の取組事例の発表」をセットにした講習会を 3 年ぶりに開催します。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

(1) 講習会の概要

① 講演・事例発表

第 1 回 令和 4 年 8 月 27 日（土）10:00～12:00（9:30 開場）

旭区役所 新館大会議室

第 2 回 令和 4 年 9 月 10 日（土）10:00～12:00（9:30 開場）

戸塚区役所 8 階大会議室

第 3 回（調整中） 令和 4 年 12 月 10 日（土）に西区役所での開催を調整中

② 内容

- ・ 講演（第1回、第2回共通）

「負担軽減と ICT 活用～アフターコロナの自治会町内会活動～」

講師：水津 陽子氏（合同会社フォーティ R & C 代表）

- ・ 事例発表（各回1事例）

自治会町内会による活動事例発表（コロナ禍での自治会町内会活動など）

(2) 申込みについて（どなたでも参加可能）

- ① 申込書に記入の上、各区地域振興課へ持参、または F A X。
- ② 令和4年8月12日（金）締切

4 委託事業者による漏水調査について（協力依頼）[資料4]

野地 水道局配水部配水課漏水管理係長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

水道局では、漏水事故防止の一環として委託事業者による漏水調査を実施しています。漏水調査の概要を各自治会・町内会に配布します。ご協力よろしく申し上げます。

5 崖地の現地調査について（協力依頼）[資料5]

成田 建築局企画部建築防災課がけ・狭あい担当課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

神奈川県が指定する土砂災害警戒区域の一部区域において、区域の見直しが行われたため、区域変更があった崖地について、現地調査を実施します。

また、調査にあたり近隣にお住まいの方のお庭等に立ち入る場合があります。その際は、調査前に調査員が立ち入り対象のお宅に説明のため伺います。ご協力をよろしく申し上げます。

(1) 調査場所

金沢区・栄区・港北区・港南区（4区合計 約350箇所）

(2) 調査期間及び時間

期間：令和4年9月中旬から令和5年2月28日（予定）

時間：9：00 から 17：00 のうち、数時間。（1箇所あたり）

(3) 調査方法

調査員が調査対象の崖地について測量機器を用いて測定します。また、状況に応じて崖地や近接する建築物について、写真撮影を行います。

(4) 調査者

横浜市の委託業者が行います。（調査者は横浜市の委託業者である旨を記載した腕章等を着用し、身分証明書を携帯します。）

(5) 周知について

土砂災害警戒区域内の調査対象世帯には、崖地調査の実施案内を直接ポスティングし調査実施を周知します。

- (6) 調査結果について
撮影した写真及び調査結果については個人情報が含まれるため、市ホームページ等で公開しません。
- (7) 問合せ
建築局 建築防災課 がけ防災担当 高橋、和田、安藤
電話：045-671-2948（平日：8時45分～17時15分（12時～13時を除く））

6 「横浜市空家無料相談会」の開催について（周知依頼）[資料6]

田中 建築局住宅部住宅政策課担当係長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

持ち家の今後が不安な方や、相続した家の管理に困っている方を対象に相談会「空家無料相談会～実家や我が家の将来について、いま考えませんか？～」を開催します。

- (1) 相談会概要
日時：令和4年9月30日（金） 14：00～17：00
会場：港北公会堂 1号・2号会議室（横浜市港北区大豆戸町26-1）
内容：宅地建物取引士や行政書士などの専門家によるセミナーの受講や個別相談
- (2) セミナーについて
各回とも定員40名（予約先着順）
- ① 14：30～15：00 不動産の終活（神奈川県土地家屋調査士）
 - ② 15：30～16：00 空家に出没する有害生物（神奈川県ペストコントロール協会）
 - ③ 16：30～17：00 空家にも良く効き、家族にも負担をかけない相続の基礎（神奈川県行政書士会）
- (3) 個別相談について
最大39組、1組30分まで（予約先着順）
成年後見、登記、不動産、境界の調査、税金、建物の耐震性、害虫駆除、将来の住まい探し等について、各分野の専門家に相談が可能。
- (4) 参加申込
申込先：建築局住宅政策課
申込期間：令和4年8月15日（月）から令和4年9月22日（木）まで
申込方法：① 電子申請サービス（アクセス方法はチラシ参照）
② 電話：045-671-4121
③ FAX：045-641-2756
- (5) その他
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加にあたってはマスクの着用などの対応をお願いします。

7 「特別自治市」制度の実現に向けた取組について（情報提供）【市連会報告】
 【資料7】

松石 政策局大都市制度推進本部室大都市制度・広域行政部制度企画課長

◆合同メールで送付する資料はありません。

横浜市は、人口減少・超高齢社会など多くの課題に対応し、市民生活を支え、経済を活性化させ、大都市としての力を最大限に発揮していくため「特別自治市」制度（表1）の早期実現に向けて取り組んでいます。

「特別自治市」の実現には、まず国における法制化が必要です。制度創設の実現に向けた機運を醸成するためには、地域において日々の市民生活を支える活動を行っている自治会町内会の皆様のご理解とご支援が不可欠です。

そのため8月以降に山中市長が、地区連合町内会長などの地域の皆様に、特別自治市の必要性を直接お伝えする機会を作っていきたいと考えています。

【表1】 特別自治市と政令指定都市について

【旧・特別市(1947～1956・昭和22～31年)】 【特別自治市(早期実現を目指す)】	【政令指定都市(1956・昭和31年～)】
道府県の区域外です	道府県に包含されます
市域における地方事務の全てを処理します	道府県に代わり多くの事務を処理しています
旧・特別市は、横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の5大都市の指定が想定されていました	現在20市が指定されています
旧・特別市は指定されることなく、制度は廃止されました	抜本的な改革までの暫定的な制度として創設されましたが、見直しがされないまま65年以上経過して、現在に至っています
<p>横浜市は、川崎市・相模原市など他の指定都市と連携し 「特別自治市」制度の法制化に向けて取り組んでいます</p>	

8 「ねんりんピックかながわ 2022」の開催について（事業説明）【市連会報告】 【資料 8】

林 高齢・障害支援課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

各都道府県及び政令市から選手が集まり、県内の各会場で交流大会やイベントを行う「ねんりんピックかながわ 2022」を開催します。来訪した選手の皆さんを歓迎し、各競技で力を発揮してもらうため、安全な大会運営に向けた準備を進めています。

横浜市内では8つの会場で交流大会を開催します。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(1) ねんりんピック（全国健康福祉祭）について

ねんりんピック（全国健康福祉祭）とは、人生の年輪を重ね豊富な知識と経験を積んだ高齢者を中心とするスポーツ・文化・福祉などの総合的な祭典です。

厚生省（現厚生労働省）創立 50 周年を記念して昭和 63 年以来毎年、厚生労働省、長寿社会開発センター及び開催地の都道府県（政令指定都市）が主催となって開催しています。

令和 4 年度は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市が主催する「ねんりんピックかながわ 2022」が開催されます。

(2) 大会概要

- ① 日程：令和 4 年 11 月 12 日（土）～11 月 15 日（火）
- ② スポーツ等交流大会：卓球、ゲートボール、囲碁など 32 種目を県内 26 市町で開催
- ③ 関連イベント：ねんりんスマイリングフェスタ
- ④ 横浜市選手出場予定種目：全種目（32 種目、最大 440 人）を予定
- ⑤ 横浜市開催交流大会種目：2 種目（テニス・サッカー）

(3) 市内実施会場について

- ① 総合開会式：11 月 12 日（土）横浜アリーナ
- ② 横浜市主催種目交流大会：11 月 13 日（日）、14 日（月）
テニス：三ツ沢公園【神奈川区】
サッカー：神奈川県立保土ヶ谷公園（サッカー場・ラグビー場）【保土ヶ谷区】
新横浜公園 しんよこフットボールパーク【港北区】
神奈川県サッカー協会 フットボールセンター（カモメパーク）【泉区】
横浜 F C 東戸塚フットボールパーク【戸塚区】
長浜公園 多目的運動広場【金沢区】
玄海田公園 運動広場【緑区】
谷本公園 球戯場【青葉区】

(4) 問合せ

健康福祉局高齢健康福祉課 担当 藤木、浅水、岩島、大田原
電話：045-671-2406

9 情報提供

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

9-1 「誰でもできるホームページの作り方講座」について [資料9-1]

9-2 「生き生きスポ進 第73号」について [資料9-2]

9-3 「ワクチンニュース No.15」について [資料9-3]

10 掲示依頼

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

10-1 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について [資料10-1]

10-2 講演会「港北区民の底力」の周知について [資料10-2]
※ 表面のみ掲示してください

10-3 港北芸術祭「Gentle Forest Jazz Band」公演について [資料10-3]
※ 表面のみ掲示してください

11 行政機関からの情報提供

- (1) 港北警察署
 - ・港北区内犯罪発生状況
 - ・交通事故概要
- (2) 港北消防署
 - ・港北区内の火災・救急状況について

7月の合同メールは7月25日（月）に発送します。

◆ 港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています ◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

